明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令（**環境**二）　一

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**八、九）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**一〇）　三
○不正取得された無効旅券の告示（**外務**一八）　六
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一〇九～一一一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一二、一一三）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**一一四）
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一一五）
○肥料の登録が失効した件（**同**一一六）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**九九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇〇～一〇二）
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**一〇三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**八）
○都市計画に関する件（**同**九～一一）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一、二）
○都市計画に関する件（**北海道開発局**七）

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）

〔公　告〕

諸事項

官庁

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○環境省令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

環境大臣　原田　義昭

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成三十年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）	（平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）
第二条　産業廃棄物処理施設の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。	**第二条**　産業廃棄物処理施設の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。
一～七　（略）	一～七　（略）